

**桃園第二小学校校舎等整備
基本構想・基本計画**

令和5年(2023年)9月

中野区教育委員会事務局子ども教育施設課

目次

第1章 計画の前提.....	1
(1) 新校舎整備の概要.....	1
(2) 想定される学級数の推移と普通教室数.....	2
(3) 桃園第二小学校の特色と教育目標.....	2
第2章 現況の把握.....	3
(1) 敷地及び周辺状況.....	3
(2) 建築条件等の整理.....	6
第3章 新校舎の基本的な考え方.....	7
(1) 整備コンセプト.....	7
(2) 諸室、施設に関する考え方.....	8
(3) 法規制への対応.....	8
第4章 必要諸室と構成.....	9
(1) 上位計画等を踏まえた諸室の規模及び構成.....	9
(2) 諸室の機能構成と配置.....	11
第5章 各種計画.....	13
(1) 配置計画.....	13
(2) 平面計画.....	14
(3) 構造計画.....	15
(4) 設備計画.....	15
(5) 環境計画.....	15
第6章 基本配置.....	16
第7章 外構計画.....	20
第8章 今後の留意事項.....	21
(1) 配置計画について.....	21
(2) 平面・断面計画について.....	21
(3) 構造計画について.....	22
(4) 設備関連計画について.....	22
(5) 環境計画について.....	22

第1章 計画の前提

(1) 新校舎整備の概要

- 桃園第二小学校は、「中野区立小中学校施設整備計画(改定版)」(令和3年10月策定)等上位計画に基づき、現在の校舎の敷地と新たに追加した隣接地に、新校舎を改築整備する予定である。
- 整備期間中は、旧中野中学校(旧第九中学校)を代替校舎として利用する。

① 中野区立小学校施設整備計画(改定版)における新校舎等の整備スケジュール

2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)
（旧中野中学校耐震診断・設計、改修工事）		（旧中野中学校に通学）				
基本構想 基本計画	基本設計	実施設計	校舎新築工事		● 供用開始 新校舎に通学	

② 本計画で想定する新校舎等の整備スケジュール

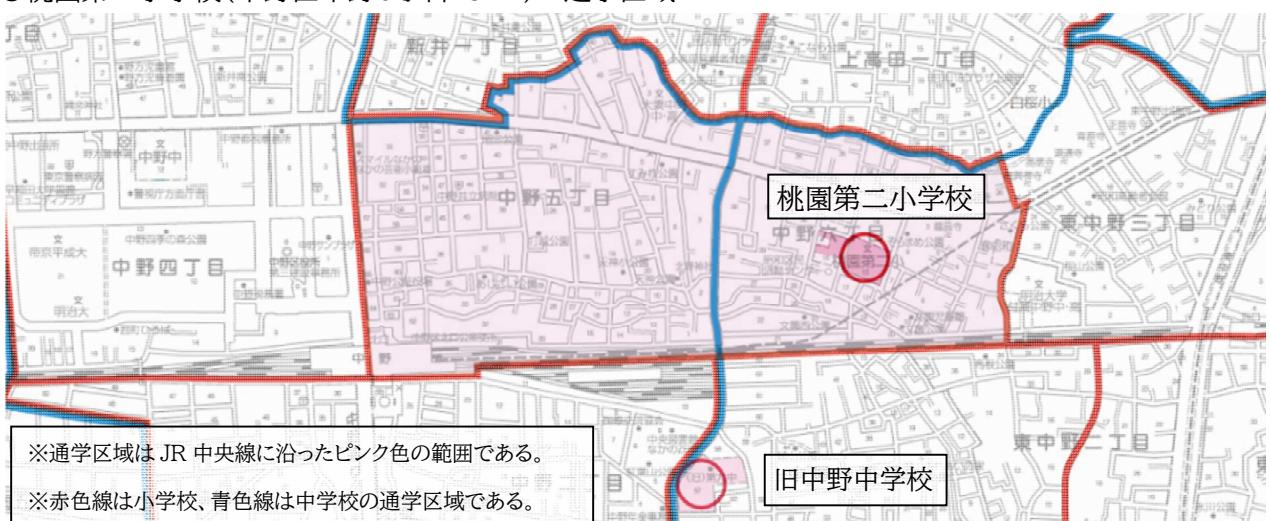
2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
（旧中野中学校耐震診断・設計、改修工事）		（旧中野中学校に通学）						
基本構想 基本計画	● 基本設計・実施設計		校舎新築工事				● 供用開始 新校舎に通学	

※基本計画の策定作業において、桃園第二小学校整備にあたっては、以下の事項の課題が明らかになってきており、今後の基本設計において、検討が必要となる。

- 近隣は狭い道路であり、車両の通り抜けが難しく一方向からの搬出入となる。
- 建築予定地が二敷地に分かれているため、片側の敷地から工事を行うことになる。
- 敷地と道路、敷地と隣地の間に高低差があり擁壁がある。
- 東西敷地間の児童動線については、道路上空通路設置に伴う申請手続きが必要となるうえ、複雑な電線が東西敷地間に存在し、通路設置が困難であるため、実現可能性を検討する必要がある。
- 西側敷地が埋蔵文化財包蔵地に該当しており調査が必要になる。
- 敷地上の制約により、給食室を地下化する予定であり、工期の詳細検討が必要となる。

以上の、課題解決を検討する必要があるため、今後スケジュールの変更が生じる可能性がある。

○桃園第二小学校(中野区中野6丁目13-1)の通学区域



(2) 想定される学級数の推移と普通教室数

- 中野区立小中学校再編計画(第2次)において、小中学校の望ましい規模としては、各学年2～3学級に対応可能なよう、12～18学級程度としている。

(児童数及び学級数の推移)

年度	2022年度 (令和4年度)		2023年度 (令和5年度)		2024年度 (令和6年度)		2025年度 (令和7年度)		2026年度 (令和8年度)		2027年度 (令和9年度)		2028年度 (令和10年度)	
学年	児童数	学級数	児童数	学級数										
1	63	2	68	2	65	2	65	2	79	3	62	2	86	3
2	49	2	63	2	67	2	67	2	65	2	78	3	61	2
3	65	2	49	2	62	2	62	2	65	2	64	2	78	3
4	63	2	65	2	48	2	48	2	66	2	64	2	64	2
5	37	1	63	2	64	2	64	2	61	2	66	2	64	2
6	63	2	37	1	62	2	62	2	48	2	61	2	65	2
計	340	11	345	11	368	12	368	12	384	13	395	13	418	14

※35人学級編成基準に基づく

(3) 桃園第二小学校の特色と教育目標

① 特色

- 令和3年度に開校100周年を迎えた。「子どものために 子どもとともに 保護者・地域とともに歩む桃園第二小学校」を合い言葉に、子どもが安心して生活し、自分の力を発揮する喜びを得られるよう教育活動を展開する。
- 保護者、地域と連携し、開校100周年を祝う事を通して愛校心と郷土愛を高め、地域を愛する子供を育てる。
- 中野区学校教育向上事業研究指定校として算数科における主体的・対話的で深い学びの実現に取り組む。

② 教育目標

- 人権尊重の精神を正しく理解し、豊かな心を持った人間の育成を目指し、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子どもの育成を図る。

○考える子(重点目標) ○思いやりのある子 ○元気な子

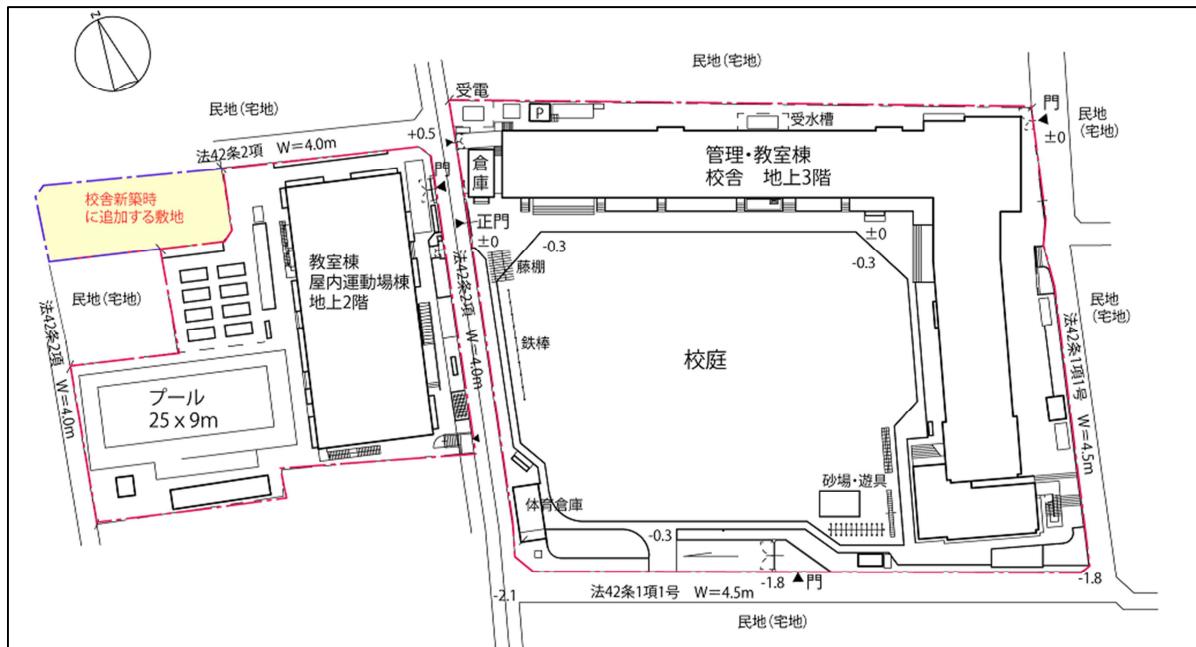
第2章 現況の把握

(1) 敷地及び周辺状況

① 既存の学校施設

- ・学校の施設は、東と西の2つの敷地にまたがって配置されている。
- ・東側の敷地は、南面に校庭が配置され、校庭を囲うように北側から東側にかけてL字型に地上3階建の校舎が配置される構成となっている。
- ・校舎は、職員室や事務室などの管理諸室や、普通教室、特別教室(理科室、美術工作室、音楽室)、給食室など児童の主たる学校生活のための諸室で構成されている。
- ・校庭は、学校の教育活動の他、サッカーや野球のクラブ活動、地域の運動会にも利用されており、可能な範囲で大きく確保することが望まれている。
- ・西側の敷地には、2階建ての屋内運動場、プール等が配置されている。
- ・屋内運動場は2階に配置され、1階にPTA等の地域の活動、会議等に利用可能な部屋を有している。
- ・児童の使用する校門(正門)は、東側敷地の北西側、西側敷地の門は北東側にあり、敷地中央の道路に面して東西の敷地を結ぶように配置されている。
- ・管理用の入口は、東側敷地の南面に車両の進入が可能なスロープと入口があり、東面は、給食車両等管理用入口がある。
- ・西側敷地は、通常利用する正門の他に、南東の角に通用門がある。
- ・新校舎建設にあたっては、西側に新たに拡張した敷地(黄色部分)も利用する。

(既存校舎)

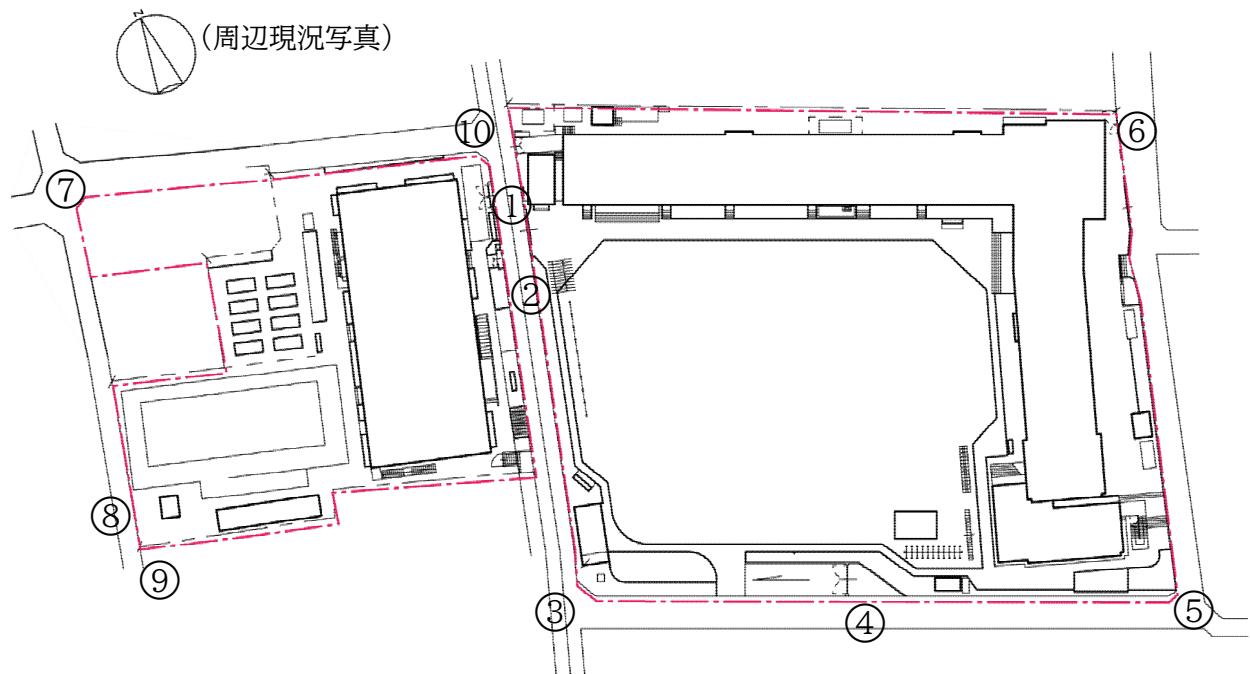


② 地形、植生等

- ・学校を含む周辺地域の地形は、北から南に緩やかに下る緩斜面の地形である。
- ・東側敷地は、大きく分けて校舎棟部分と校庭部分の2面が平坦に造成されている。
- ・校舎の出入口付近と校庭には、約0.8m程度の高低差がある。
- ・外周との高低差は、敷地南東角付近が最も大きく1.7m程度である。
- ・西側の敷地内は、概ね門付近の高さで造成されている。
- ・外周部との高低差は、東西の敷地共に土留によって処理している。
- ・校内の植栽は、東西の敷地共に外周にヒマラヤスギや桜が植栽されている。

③ 周囲状況等

- ・学校周辺は住宅地、低層マンションを中心とする閑静な地域である。
- ・学校周辺の道路は、総じて幅員が狭い。東西敷地の中央の道路と、西側敷地の北と西側に面する道路は、幅員4m以下の狭い道路(建築基準法42条2項道路)である。
- ・東側敷地は、北面以外を道路と接しており、西側敷地は、南面以外道路に接している。



① 東側敷地 校門から校庭を望む
門と校庭とは高低差がある



② 東西の敷地間の道路
南に下がっていく



③東側敷地 南西角の校庭と道路の高低差は 1.8m程



④東側敷地 南面の入口、スロープ



⑤東側敷地 南東角から南面道路を望む



⑥東側敷地 北東角の給食室と搬入用入口



⑦西側敷地 北面道路



⑧西側敷地 西面道路
塀には消防用の採水口がある



⑨西側敷地 南面隣地境界
1m程度の高低差がある



⑩東側敷地 高圧受電
架空配線により西側敷地にも電力供給

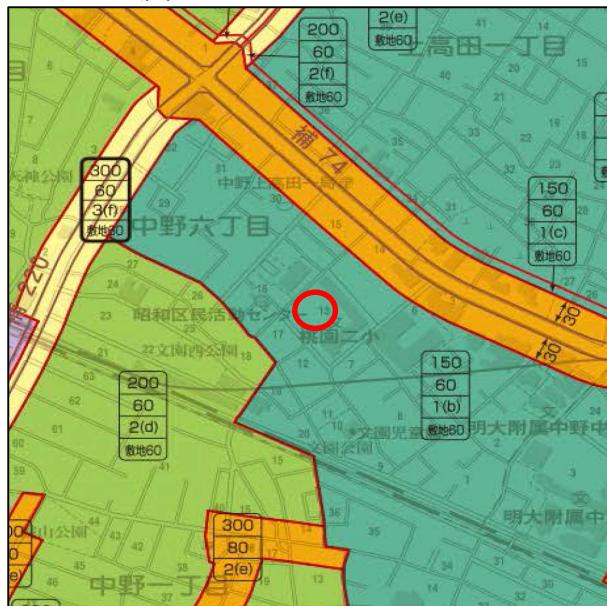
(2) 建築条件等の整理

- 敷地の建築条件の概要は以下のとおりである。

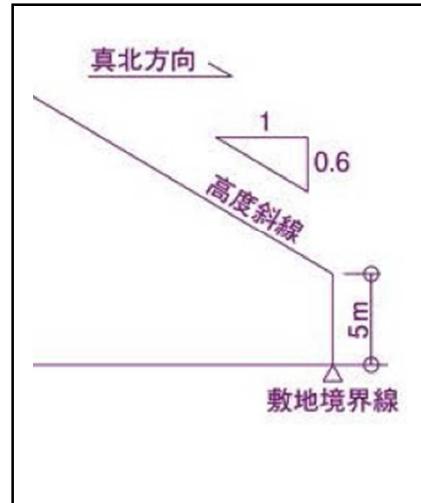
項目	内容	備考
住所	東京都中野区中野6丁目13-1	
敷地面積	8,234m ² (西側敷地:2,469m ² 東側敷地:5,765m ²)	
接道 前面道路	東側敷地【東面】 区道24-820 現況管理幅員 三叉路の南側 W=4.44m 北側W=6·0m 東側敷地【南面】 区道24-810 現況管理幅員 W=4.55m 東側敷地【西面】(2敷地中央)区道24-290 W=4.0m 西側敷地【北面】 私道 W=4.0m 西側敷地【西面】 私道 W=4.0m	※法42条1項1号 (片側確定) ※法42条1項1号 (片側確定) ※法42条2項 ※法42条2項 ※法42条2項
道路斜線制限	1:1.25	
用途地域	第一種低層住居専用地域	
建蔽率	60%	
容積率	150%	
高度地区	第一種高度地区 5m+1:0.6	
日影規制値	測定水平面1.5m 範囲5m:4h 範囲10m:2.5h	
最高限度高さ	10m	
ハザードマップ	土砂及び水害の警戒区域ではない	
埋蔵文化財包蔵地	東側敷地(対象外) 西側敷地(要試掘調査)	

※法…建築基準法

○用途地域図



○高度地区



用途地域	種類	建ぺい率	容積率	高度地区	防火	敷地の最低限度	最高限度高
第1種低層住居専用地域		40	80	第1種高度	準防火	85m ²	10m
		50	150			70m ²	
		60	150			60m ²	

第3章 新校舎の基本的な考え方

(1) 整備コンセプト

【桃園第二小学校の目標】

- ・ 令和3年度に開校100周年を迎える長い歴史をもつ小学校である。
- ・ 「子どものために 子どもとともに 保護者・地域とともに歩む桃園第二小学校」を合い言葉に、子どもが安心して生活し、自分の力を発揮する喜びを得られるよう教育活動を展開する。
- ・ 「人権尊重の精神を正しく理解し、豊かな心を持った人間の育成を目指し、知・徳・体の調和がとれた人間性豊かな子どもの育成を図る。」を教育目標としている。

○考える子(重点目標) ○思いやりのある子 ○元気な子



- ・ 校舎改築にあたっては上記の学校の目標を踏まえて、空間の具現化を目指す。

整備コンセプト:「地域と共にある、つながる、みんなの学校」

1.多様な教育、変化していく学びに対応できる学習環境の場

- ・ 個別、少人数指導、リモート授業への対応等、教育環境、社会環境等に柔軟に対応が可能な学校づくりと教室空間の確保
- ・ 「自ら学ぶ」「みんなと調べる」「話し合う」「まとめる・発表する」機能の充実
- ・ 多目的利用、将来の用途変更等にも対応可能な創造的な空間を積極的に配置

2.安心・安全、快適な学習環境の場

- ・ 明確な動線、教室配置などシンプルでわかりやすい構成
- ・ 地域開放に伴う多様な人々の利用を考慮したセキュリティ、動線や、職員室等からの視線に配慮した施設配置
- ・ 災害時に学校、地域の人々にとって使いやすいよりどころとなる空間

3.地域コミュニティの拠点

- ・ 地域の方々と深いかかわりがある本校の特性を活かし、学校と地域が一体となって子どもたちを育んでいくような小学校
- ・ 地域利用・開放施設を明確に組み込み、利用のバランスやセキュリティ機能を配慮しつつ交流が図れる施設
- ・ 学校の特徴でもある地域との連携を象徴するスペース(メモリアルスペース等)の設置を考慮

(2) 諸室、施設に関しての考え方

- ・ 校庭は、可能な限り大きくするよう検討する。
- ・ 東西の敷地は、児童の安全性確保の面から道路上空通路で結ぶことを検討する。
- ・ 道路上空通路の実現性については、さらに精査していく。
- ・ 普通教室を中心とした学校施設と地域開放施設は、セキュリティや利用時間の面から明確にゾーン分けする。また、それぞれが独立して運用可能な配置とする。
- ・ 普通教室や職員室等の学校活動のための諸室は、可能な限り校庭(東側敷地)に近接して配置する。
- ・ 一足制を前提とする。

(3) 法規制への対応

- ・ 第2章で整理したように本校の立地環境は、日影規制や道路に面する敷地の高さに関する規制や建蔽率、容積率等の面積に関する法令等、建物の大型化による周辺地域へ悪影響を抑制する法規制が存在する地域である。
- ・ 建築物の施設規模は、最高限度高さ 10m以下の法令制限があることを踏まえ、必要な校庭の広さを十分に確保することを勘案し、地上 3 階、地下 1 階の構成とする。
- ・ 建物配置は、敷地北側及び道路に面する敷地の高さ制限(第 2 章(2):高度地区、道路斜線制限)を遵守可能な計画とする。
- ・ 敷地の外周 2m程度の範囲は、エントランスを設置する等のやむを得ない場合を除いて、緑化計画に対応するために緑化する必要がある。

第4章 必要諸室と構成

(1) 上位計画等を踏まえた諸室の規模及び構成

① 標準的な規模

- ・ 中野区立小中学校再編計画(第2次)において、標準的な仕様として小中学校の望ましい規模としては、各学年2～3学級に対応可能なよう、各校の状況を踏まえ12～18学級程度としている。
- ・ 桃園第二小学校においては、将来の人口予測等から、基本となる教室数は18クラスである。その上で少人数指導教室等を含め20クラス程度となることを想定した整備とする。

② 普通教室の大きさ

- ・ 計画の基準となる普通教室の規模は、敷地の大きさ、法令上の制約、必要教室数を鑑みて $8.2m \times 8m = 65.6m^2$ (1コマ)とした。
- ・ 現況の校舎では、普通教室の規模を $7m \times 9m = 63m^2$ (1コマ)である。
- ・ 普通教室の規模は、概ね現況と同規模が確保可能であることを目標としている。
- ・ 現在の校舎の建設当時から耐震基準が改定されており、柱や壁などの構造体がより大きくなること等を勘案して1割程度大きく設定した。

③ 諸室構成

- ・ 建物の施設規模は、敷地が2分割されている状態である為に、階段や通路、トイレといった共用部の面積は大きくなり、校舎が大型化していく傾向にある。
- ・ 諸室の構成は、敷地を有効活用し、校庭の確保や、学校機能を犠牲にしないよう現在の運営などを考慮して兼用可能な諸室をまとめるなど、コンパクトで効率の良い計画となるよう検討を行った。
- ・ 施設構成と諸室規模は、学校や地域との協議の結果を踏まえて次ページに示す表の内容とした。

中野区桃園第二小学校 諸室一覧

種類	室名	規模 (コマ)	室数	合計 (m ²)	1室 規模	西校合 m ²				東校合 m ²				備考
						B1	1F	2F	3F	B1	1F	2F	3F	
普通教室	普通教室 (35人学級×18)	1	18	65.60							590.40	590.40	1180.80	予備教室は多目的室、ラウンジ等に兼用可
特別教室	理科室・準備室	2	1	2	131.20				131.20					131.20
	図工室・準備室	2	1	2	131.20					131.20				131.20
	音楽室・準備室	2.5	1	2.5	164.00			164.00						164.00
	家庭科室・準備室	2	1	2	132.50				132.50					132.50
	学校図書室・準備室 (学習・メディアセンター)	3	1	3	196.80			196.80						196.80
	少人数指導教室	1	1	1	65.60					65.60				65.60
	特別支援教室	1	1	1	65.60					65.60				65.60
	教育相談室	0.5	1	0.5	32.80					32.80				32.80
管理諸室	職員室	2.5	1	2.5	164.00					164.00				164.00
	校長室	0.75	1	0.75	49.20					49.20				49.20
	放送室	0.25	1	0.25	16.40					16.40				16.40
	事務室	0.5	1	0.5	32.80					32.80				32.80
	印刷室(作業室)	0.5	1	0.5	32.80					32.80				32.80
	事務倉庫	0.5	1	0.5	32.80					32.80				32.80
	倉庫・教材室	1	2	2	65.60				131.20					131.20
	施設管理室	0.5	1	0.5	32.80					32.80				32.80
	管理員倉庫	0.25	1	0.25	16.40					16.40				16.40
	保健室	1	1	1	65.60					65.60				65.60
	会議室兼PTA室	1	1	1	65.60					65.60				65.60
	教職員更衣室	0.5	2	1	32.80					65.60				65.60
	職員・来客トイレ	0.5	1	0.5	32.80					16.40	16.40			32.80
給食室	給食室	5.5	1	5.5	360.80					410.00				410.00
	配膳室	0.5	3	1.5	32.80					32.80	32.80	32.80		98.40
共用	エントランス/ エントランスホール	1.5	1	1.5	98.40		98.90				90.50			189.40
	職員・来客用エントランス	0.5	1	0.5	32.80					32.80				32.80
	ELV	0.75	1	0.75	49.20	7.00	7.00	7.00	7.00	21.70	21.70	8.90	8.90	89.20
	手洗い流し	0.25	6	1.5	16.40							65.60	32.80	98.40
	備蓄倉庫、防災倉庫	1.25	1	1.25	82.00		54.10				27.90			82.00
	屋内運動場 (ステージ、器具庫等)	12	1	12	787.20	909.00								909.00
運動施設	屋外体育倉庫、飼育小屋	1	1	1	65.60					65.60				65.60
	開放用更衣室・トイレ	1	1	1	65.60	65.60								65.60
	プール関係諸室 (更衣室、トイレ、監視室兼救護室、倉庫、ろ過機械室)	2	1	2	131.20			40.00	91.20					131.20
	階別小計				981.60	160.00	407.80	361.90	743.30	992.90	697.70	664.90	5,010.10	
	棟別小計						1911.30				3,098.80			
	小計(要求諸室)									5,010.10				
その他 ・調整分	廊下、階段、トイレ、倉庫、PS、 バリアフリートイレ等									186.40		186.40		2F廊下の一部(多目的スペース 倉庫等に活用)
	棟別小計					31.10	54.20	161.50	151.50	261.50	416.10	680.80	533.40	2290.10
	小計(共用部)*要求諸室小計の50%程度									2,476.50				
	学校施設 合計									7,486.60				
						B1	1F	2F	3F	B1	1F	2F	3F	
・プラザ	キッズ・プラザ・活動室・事務室				186.80	141.20								328.00
	機械室・PS等					95.20								95.20
開放施設	多目的室(開放)				0.00	98.40								98.40
	機械室・PS等					35.60								35.60
	開放施設 合計									557.20				
	施設 合計									8,043.80				

*普通教室1教室(65.6m²)を1コマとする。

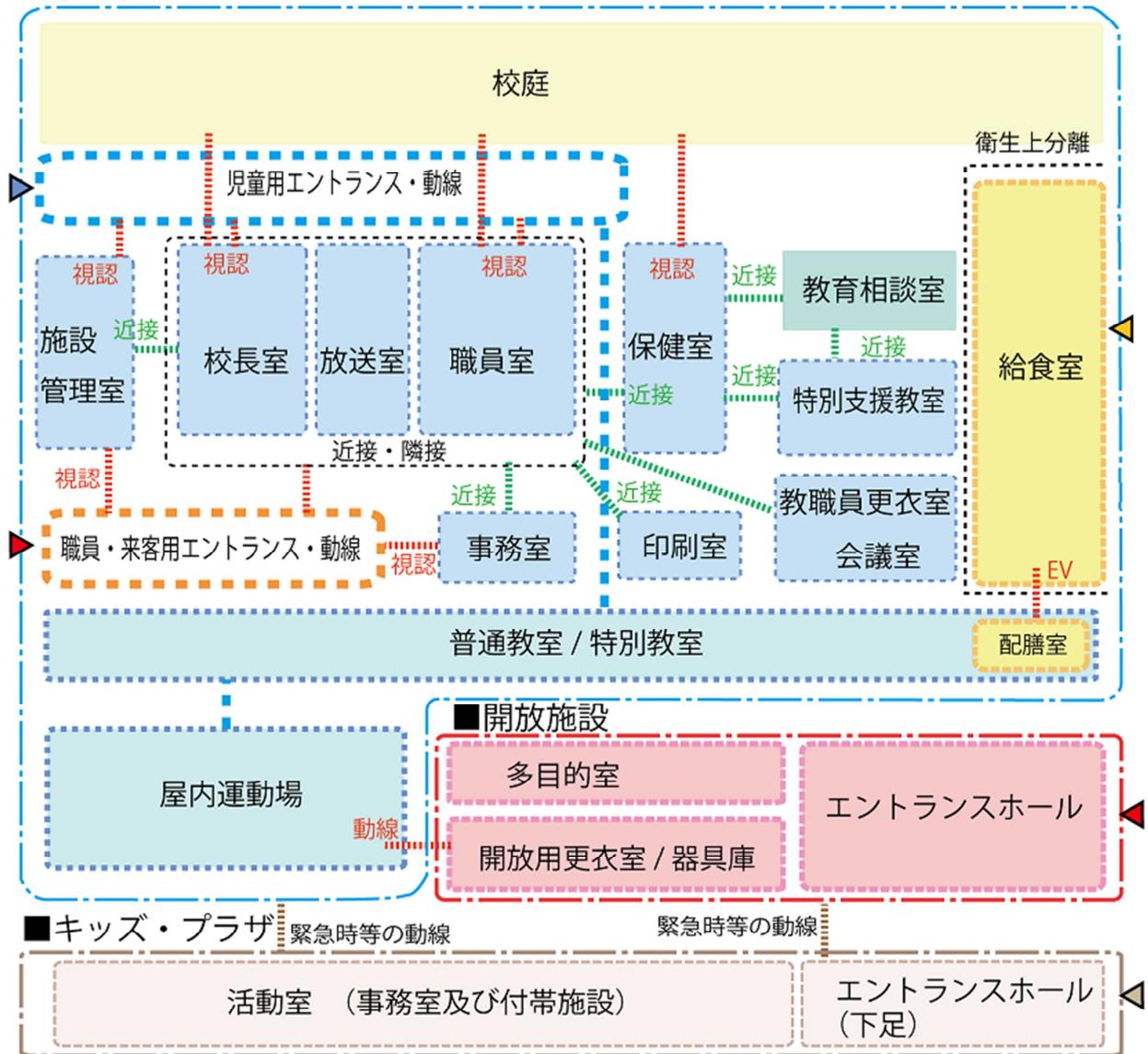
*今後設計作業の中で、更に検討していく。

(2) 諸室の機能構成と配置

① 諸室の機能構成

- ・諸室配置の前提となる機能構成と配置関係は以下のとおりである。
- ・学校と開放施設、キッズ・プラザはそれぞれ独立して運用可能にする。

■学校施設



*今後設計作業の中で、更に検討していく。

② 各階の室配置と構成

- ・諸室の東西の敷地への振り分けと配置は、機能構成を踏まえて行った。
- ・東側の敷地は、児童の日常生活の中心となる普通教室や管理部門の学校施設で構成する。
- ・管理部門を1階とすることで部外者の進入に対するセキュリティ機能を高める。
- ・西側の敷地は、プールや屋内運動場及び特別教室の学校施設と、開放施設とキッズ・プラザで構成する。
- ・学校施設は、2,3階に配置し、地下1階、1階に配置する開放施設やキッズ・プラザとの動線や空間を区分する。

各階の室配置		
	西側敷地	東側敷地
1 階	(学校施設) エントランスホール 備蓄倉庫 (開放施設) エントランスホール、多目的室等 (キッズ・プラザ) エントランスホール、事務室等	(学校施設) エントランスホール：児童用、職員・来客用 管理施設：校長室、職員室、保健室、教育相談室等 特別教室：(図工室、搬入出が多い)、特別支援教室
地下 1 階	(学校施設) 屋内運動場及び付帯施設 (開放施設) 開放用更衣室、トイレ等 (キッズ・プラザ) 活動室等	(学校施設) 給食室 管理施設：会議室、更衣室、倉庫等
2 階	(学校施設) 特別教室(音楽室)、図書室	(学校施設) 普通教室、配膳室、多目的スペース(廊下の一部)
3 階	(学校施設) プール、更衣室、器具庫、 特別教室(理科室、家庭科室)	(学校施設) 普通教室、配膳室
外構	敷地北西側を駐輪、駐車場 現況の外周擁壁は更新	外周部 2m程度は植栽地 校庭：120mトラック程度
出入口	児童、開放施設入口 ：東側道路(現況付近) 搬入口：西側道路 1階の機械室及び地下1階の屋内運動場に車両のアクセスが可能	児童入口：西側道路(現況付近) 大型車両入口：南側道路(現況スロープ付近) 搬入口：東側道路 主に給食関連等の搬入出、児童の動線との交錯がない位置とする

*今後設計作業の中で、更に検討していく。

第5章 各種計画

(1) 配置計画

① 東側敷地

- ・校舎は、現況の校舎同様に、校庭を囲うように敷地の北側及び東側にL字状に配置する。
- ・校庭を囲うような校舎の配置は、騒音や給食の排気等の近隣への悪影響を抑制する。
- ・正門は、通学経路、道路との高低差を踏まえ、現在の正門付近に設ける。
- ・正門前は児童の安全に配慮し、たまりとなる空間を設ける。
- ・職員・来客用の門は、正門より北、敷地の北西角付近に設ける。
- ・消防車両等の緊急車両や大型車両が校内及び校舎にアクセス可能な位置口は、現在と同様に、敷地南側道路に面して管理用の門とスロープを設ける。
- ・給食室の搬出入車の出入口は、児童の安全を確保するため、児童出入口となる校門とは離して、敷地の北東角、現況の搬入口付近に配置する。
- ・校庭は、トラック120m(4レーン)程度、直線50m(6レーン)程度を確保する。
＊現在は80mトラック4レーン
- ・校庭の表層仕上は、天候に左右されず利用可能で、水はけの良い校庭(人工芝)とする。
- ・その他の仕上げに関しては、校庭、外構等のうち通行の多い動線部分は、耐久性に優れるコンクリート舗装、遊具の直下など安全性の確保が優先される部分は、ゴムチップウレタン舗装にする等、利用状況に応じて選定する。

② 西側敷地

- ・屋内運動場、プールといった大空間を含む校舎は、まとまりのある空間が確保可能な敷地南側を中心に配置する。
- ・学校及び開放施設用の出入口は、現在同様に東側敷地とアクセスしやすい東側に門を設ける。
- ・キッズ・プラザの出入口は、動線の分離が可能なように、駐車場、駐輪場と共に敷地北西側に設ける。

③ 道路上空の通路

- ・道路上空通路は、西側校舎と東側校舎の間を児童が安全に移動可能なように、3階レベルの道路上空に設置する。
- ・道路内の部分は、道路を占有する上空通路として建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可基準を満たし、建築審査会等の許可を得る必要がある。

＊今後設計作業の中で、更に検討していく。

(2) 平面計画

① 東側敷地(東校舎)

- ・普通教室・特別教室等の学習諸室は、基本的に2、3階への配置とする。
- ・普通教室は、日中に十分な採光・換気の確保が可能となるよう、南側に窓を設置する。
- ・L字型に配置される校舎の東側の教室は、校庭側の廊下及び東面に窓を設置する。
- ・適度な日影を作り出すバルコニーは、環境負荷の軽減等を考慮して設置する。
- ・図工室は、資材の搬入出が多い実情を勘案して1階に配置する。
- ・特別支援教室は、落ち着いた環境で専門的な指導が行えるよう配慮のうえ配置し、保健室、教育相談室に近接した位置に配置する。
- ・2階北側の廊下の拡張部分は、様々な活動に利用可能な多目的スペースとする。
- ・多目的スペースは、時代や運用状況の変化に合わせて、柔軟に規模や利用形態の変更が可能な空間とする。
- ・教材室や倉庫は、上階の空間を有効利用するために地下に配置し、各階にはエレベータによりアクセスできるようにする。
- ・職員室・校長室は、校庭への見渡しや、部外者の進入等防犯上の観点から、校庭に面した1階に配置する。
- ・施設管理室は、西側敷地の屋内運動場や、多目的室(開放)等の開放施設を利用する来訪者対応を行う可能性があることから正門付近、西側敷地に近接した配置とする
- ・事務室は職員室及び来客用エントランスに近接して配置する。
- ・保健室は、校庭との連絡が良く、救急車両が近接しやすい1階に配置する。
- ・学校における教育相談を充実させるため、教育相談室は保健室と近接した配置とする。
- ・放送室は、教職員・児童の利便性に配慮し、職員室と近接した1階に配置する。
- ・児童の利用がない会議室、教職員更衣室は、地下に配置する。
- ・給食室は、衛生面で他の空間と分離する必要があることを考慮して、地下室に配置する。
- ・給食室から各階へ配膳室への給食の配膳及び下膳は、直通のエレベータを使用する。
- ・食材等の搬入出及び機材の搬入出は、1階と地下を結ぶ人荷用大型エレベータで行う。
- ・地下の諸室は、湿気や環境悪化の対策として排水層を設けた2重壁や、ドライエリアを設けるなどの配慮を行う。
- ・備蓄倉庫は、道路からの車両の寄り付きや、校庭と屋内運動場での利用を考慮して、東校舎と西校舎の1階に2分割して配置する。

② 西側敷地(西校舎)

- ・西校舎は、道路上空通路の接続と道路から入口を設置しやすることから敷地の北側に特別教室等の学校機能の諸室と1階に開放施設及びキッズ・プラザを配置し、南側に屋内運動場とプールを配置する。
- ・主に学校施設は、2.3階に配置する。
- ・音楽室は、十分な防音対策を図るなど、近隣への遮音等に配慮し配置する。
- ・プールには、周辺からの視線等に配慮し、目隠し及び日除けの設置を考慮する。
- ・プールは、消防水利としての活用を想定する他、災害時の避難所としての生活用水を確保するた

め、校舎の屋上に配置する。

- ・1階は、開放施設と学校用のエントランス、多目的室を配置し、エントランスはそれぞれ独立して利用することが可能とする。
- ・備蓄倉庫は、キッズ・プラザの事務室北西側に設けた駐車場、駐輪場に近接した位置に設置する。
- ・屋内運動場は、バスケットボールに必要といわれる天井高7m程度を確保できるよう、地下に設置する。
- ・地下1階には、屋内運動場のホールの他、開放用更衣室、キッズ・プラザの活動室を中心とした諸室を配置する。
- ・地下1階は、東校舎と同様に、湿気や環境悪化の対策として排水層を設けた2重壁や、採光及び換気の為のドライエリアを設けるなどの配慮を行う。

(3) 構造計画

- ・学校としての耐震性能を確保するため、構造設計指針(平成30年4月東京都財務局)における耐震性の目標水準(分類II)を考慮のうえ、整備する。
(必要保有水平耐力1.25倍割増し)
- ・東校舎は、構造体が長くなりすぎないようエキスパンションジョイントにより、適切な位置で分割する。
- ・地下の給食室部分は、天井高2.4m以上確保する事を前提に、天井内に配管する給排気のダクトに必要な配管スペースと梁成^{はりせい}を想定した上で、天井内の空間を2m程度確保可能なように、階高の設定を5m以上とする。
- ・西校舎は、屋内運動場は梁下7m以上の大空間の上に固定荷重の大きいプールを載せた部分と、教室中心の部分で構成されている事から、エキスパンションジョイントで分離し、相互に構造的な干渉を防ぎ、効率のよい計画とする。
- ・道路上空通路部分は、東西の敷地内に専用の支柱を設け、校舎とはエキスパンションジョイントにより構造的に分離した計画とする。

(4) 設備計画

- ・安全性、信頼性が高く、機器更新やメンテナンスが容易な設備計画とする。
- ・空調設備は、屋内運動場を含めた各教室に導入するとともに、十分な換気性能を備えたものとする。
- ・屋内運動場のような大空間の空調設備は、ランニングコストの低減に配慮した機器を採用する。

(5) 環境計画

- ・太陽光発電装置を設置する等、SDGs(持続可能な開発目標)を考慮した計画とする。
- ・敷地内の緑化スペースは、環境学習にも寄与できる計画とする。

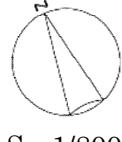
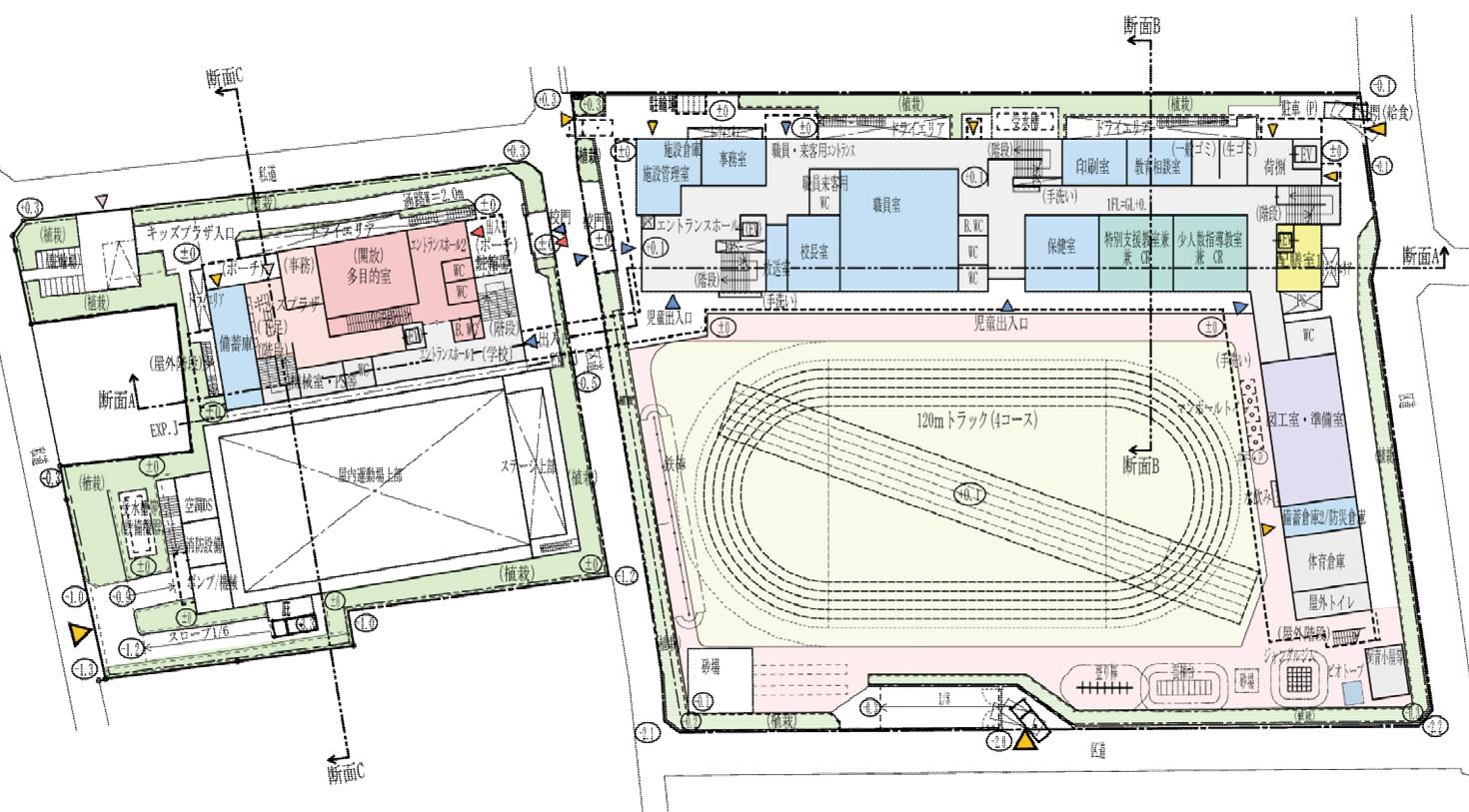
*今後設計作業の中で、更に検討していく。

第6章 基本配置

【地上3階,地下1階】

(概要)

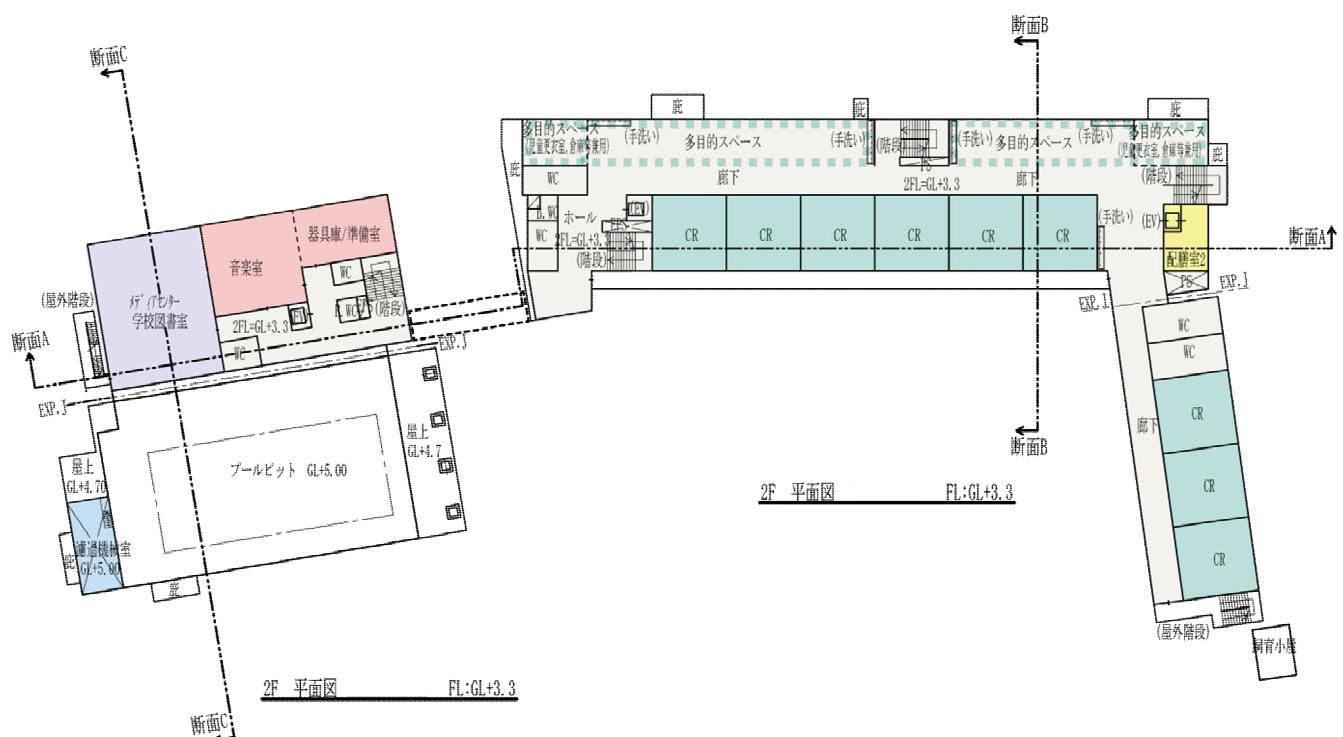
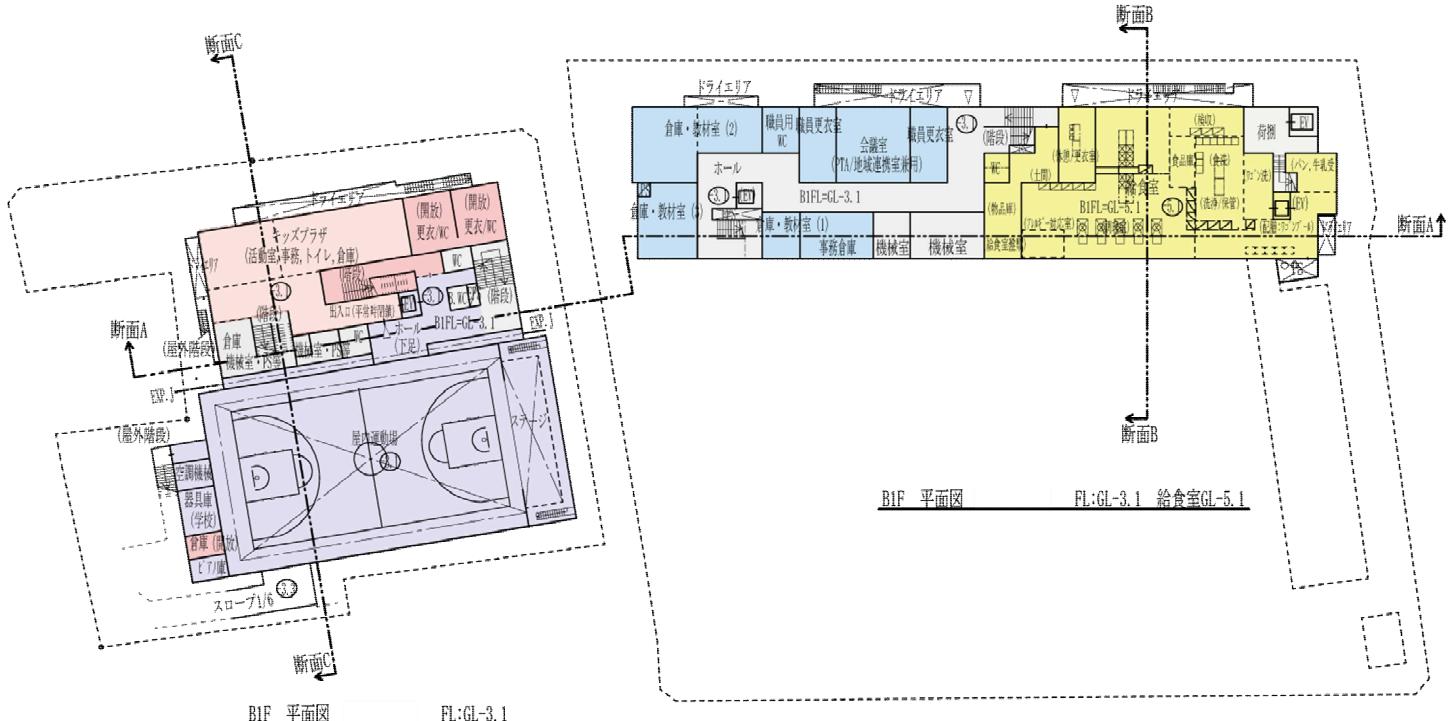
- ・ 校舎棟建築面積 約 3,500 m²
- ・ 校舎棟延べ面積 約 8,040 m²
- ・ 校庭面積 約 2,800 m²
- ・ 校舎棟階高 約 3.2m
- ・ 校舎の配置や門は、現況の校舎と同様
- ・ 東校舎は普通教室、管理施設、給食室を中心に構成
- ・ 1階及び地下1階は管理施設、給食室、2,3階は普通教室を中心に構成
- ・ 西校舎は、北側の2、3階に特別教室を、1階及び地下1階に開放施設とキッズ・プラザを配置
- ・ 管理主体の異なる施設の空間や動線が分離可能なように配慮
- ・ 屋内運動場、プールは西校舎の南側に配置



CR: 普通教室	共用スペース: 入口, 動線, オープンスペース
開放施設入り口	開放施設
△ キッズプラザ入り口	キッズプラザ
■ 学校(児童)入り口	管理諸室: 職員室, 保健室, 倉庫等
▲ 搬入口	給食室
	教室: 普通教室 (音楽, 美術, 理科, 図工, 家庭科等)
	教室: 特別教室 (音楽, 美術, 理科, 図工, 家庭科等)

*ドライアの階段は緊急時の避難用とする

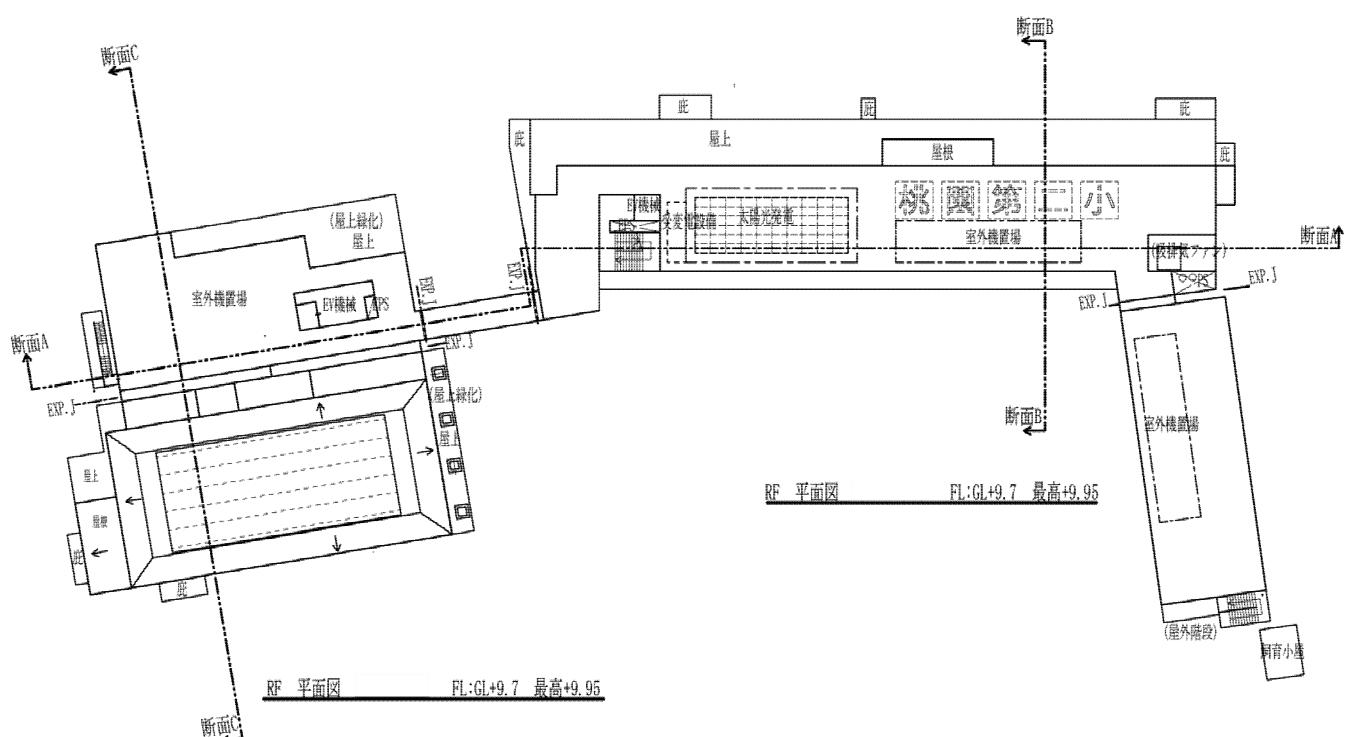
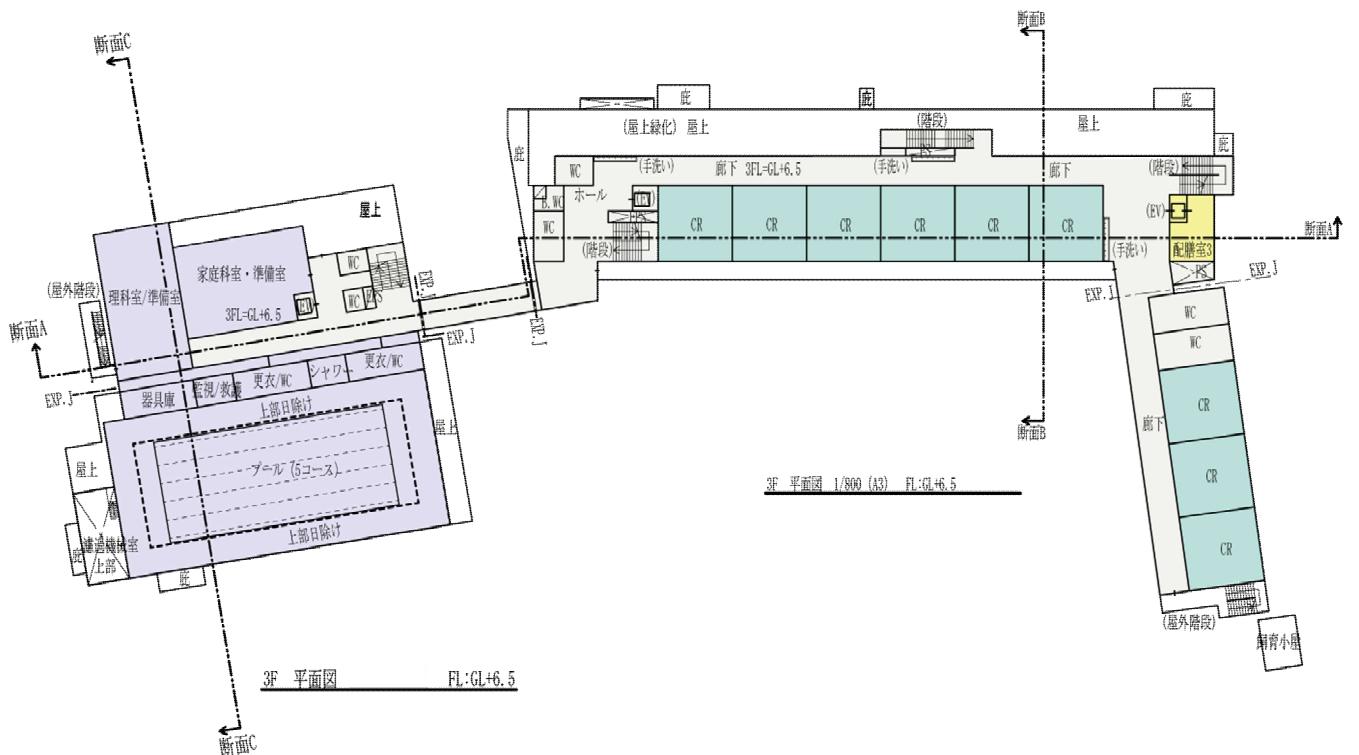
*今後設計作業の中で、更に検討していく。



CR : 普通教室	□ 共用スペース : 入口, 動線, オープンスペース
△開放施設入口	■開放施設
△キッズプラザ入口	■キッズプラザ
△学校（児童）入口	■管理諸室 : 職員室, 保健室, 仓库等 ■給食室
△撤入口	■教室 : 普通教室

*トライアの階段は駆急時の避難用とする

*今後設計作業の中で、更に検討していく。

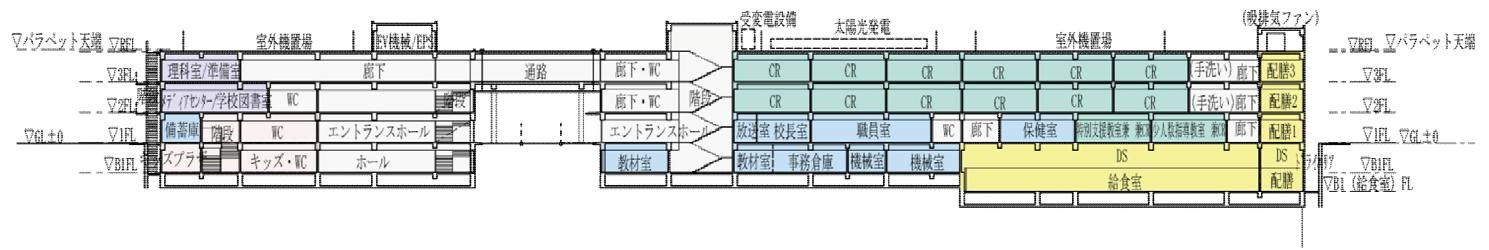


CR : 普通教室	共用スペース：入口、動線、オープンスペース
開放施設入口	開放施設
△ キッズプラザ入口	キッズプラザ
▲ 学校（児童）入口	管理諸室：職員室、保健室、倉庫等
◆ 搬入口	給食室
	教室：普通教室
	教室：特別教室（音楽、美術、理科、図工、家庭科等・・・）

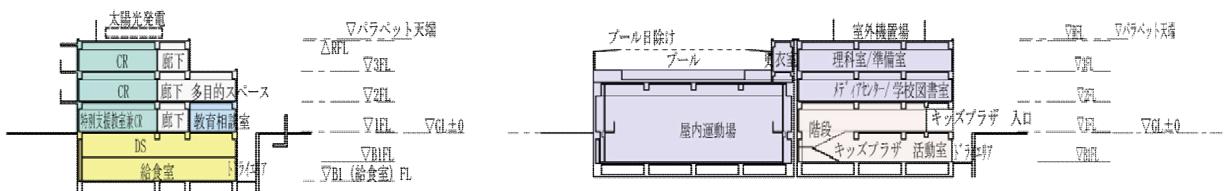
*ドライエリアの階段は緊急時の避難用とする

S=1/800

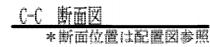
*今後設計作業の中で、更に検討していく。



A-A 断面図



B-B 断面図



$$S=1/800$$

*今後設計作業の中で、更に検討していく。

第7章 外構計画

公共施設のエントランス整備

地域開放を想定した諸室や屋内運動場との施設は、利用しやすいよう西側敷地に集約する。

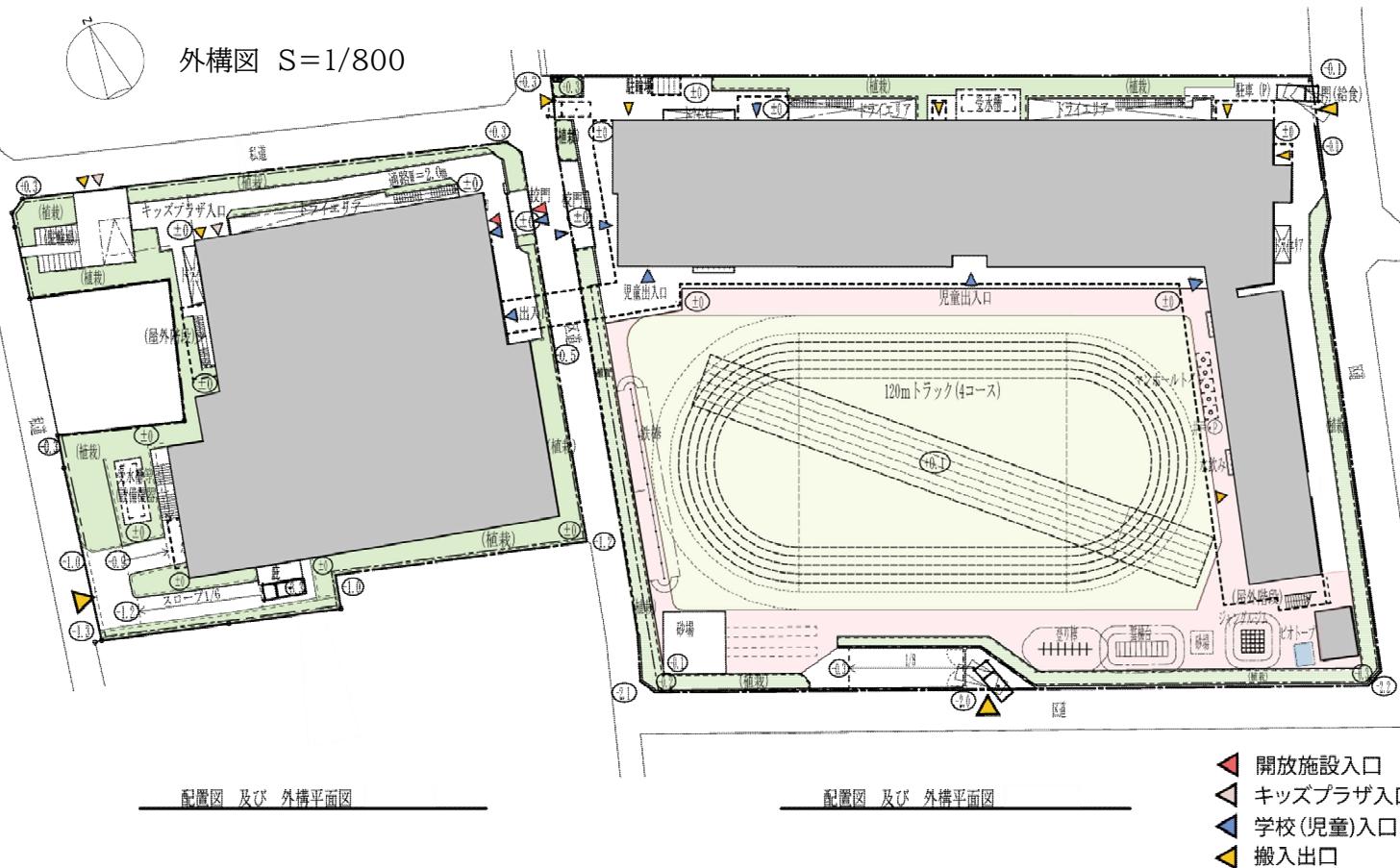
キッズ・プラザは単独利用が可能な専用の出入口を整備する。

豊かな緑地の整備

閑静な住宅街の環境との調和を意識し、新校舎にふさわしい緑豊かな景観を形成していく。

また、樹木(配植、選定等)については、樹木調査等の結果を踏まえて計画する。

外構図 S=1/800



動線・セキュリティ計画

地域開放を想定した諸室、キッズ・プラザ、給食室の動線は各所に門を設けることにより、学校で利用するエリアと明確に分離できる計画とし、セキュリティを確保する。

外構計画

教育に活用する設備として水場、遊具、ビオトープ、飼育小屋を設ける。

植栽地内の一部を花壇、学級菜園等として計画する。

校庭と連携利用可能な防災倉庫やマンホールトイレ(防災井戸併設)を設置し避難所機能の充実を図る。

防球ネットは、現況(8m程度)と同等の高さで検討する。(15m以上になると工作物申請が必要)

*今後設計作業の中で、更に検討していく。

第8章 今後の留意事項

- ・ 基本設計、実施設計を進める上での留意事項を整理する。

(1) 配置計画について

- ・ 諸室の配置や駐輪場の設置場所等は、施設の管理運営方法を整理し、使い勝手や各施設のセキュリティに配慮した動線となるよう引き続き検討する。
- ・ 外構計画において、必要となる遊具、植栽等の整理をする。
- ・ 外構計画は、児童にとって豊かな生活環境となる樹木(配植・樹種選定)・水場(ビオトープ)の検討を行う。
- ・ 敷地内の既存樹木は、健全度調査の結果や新校舎整備に影響ない範囲で保全する計画とする。
- ・ 日影の影響は、近隣への配慮の為に詳細に検討し計画に反映する。
- ・ 道路上空通路については、道路占用や建築許可の手続きが必要なため、関係機関との協議と調整を行う。
- ・ 電柱、電線の移設について東京電力や関連会社と早期の協議・調整を行う。

(2) 平面・断面計画について

- ・ 諸室の詳細(仕上げ・備品・設備)については、学校と十分に協議を行い整理する。
- ・ 建築基準法における単体規定(避難経路、階段設置、居室となる教室の整理、防火区画等の技術的な基準・規定)を整理し、平面に反映させる。
- ・ 2階北側の多目的スペースについては、利用形態や教室の連携等を想定し、仕上や構成について引き続き検討する。
- ・ 避難所機能や施設については、災害時の想定や既に行われている地域の防災訓練等の設定に基づいた整理を行う。
- ・ 各部の設計は、誰もが使いやすいよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた整備を引き続き検討する。
- ・ 床の仕上げ等については、一足制の運用メリットを活かした整備を引き続き検討する。
- ・ 校庭の整備は、児童の使用実態を踏まえたうえで、メンテナンスや維持管理及び環境配慮等も踏まえ、材質等を詳細に検討する。
- ・ 屋上プールは、周囲からの視線対策や直射日光を避けるための工夫を検討する。
- ・ 開放施設及びキッズ・プラザについては、その運営方法や近隣環境を整理し、仕様や動線計画、セキュリティ計画を検討する。
- ・ 児童が安全に活動し、教職員が管理しやすい環境となるよう、安全性、視認性に配慮した詳細検討(室配置、開口位置、大きさ)を行う。
- ・ 各所の外部への出入口には庇を設ける等、使い勝手に配慮した計画を行う。
- ・ 給食室等に対応したゴミ置場や運搬ルートについて、収集や衛生面を考慮して位置を検討する。

(3) 構造計画について

- ・ 平面、断面形状より柱スパン・構造形式・構造種別の選定を行う。
- ・ 効率的な施工を考慮した、合理的でバランスの取れた構造計画を検討する。
- ・ 屋内運動場、プールなどの特殊な用途の構造計画を整理する。
- ・ 地盤の状況、建物特性を考慮し、基礎形式の選定を行う。

(4) 設備関連計画について

- ・ 諸室の電気設備(照明、放送、電話、受変電、テレビ、インターネット、監視カメラ、動力、防災等)について検討する。
- ・ 図書室、音楽室等は、近隣への防音対策、屋内の適切な音環境を検討する。
- ・ 給排水衛生設備、空調換気設備について検討する。
- ・ 雨水排水計画については、地下室から排水処理を含め適切な方法を検討する。
- ・ 設備は、機器更新、メンテナンスを考慮した機器の選定と配置計画を行う。また、必要なスペース(PS、EPS、機械室、電気室)を詳細検討し、平面図に反映させる。
- ・ 避難所機能を備えるために必要な設備について検討を行う。
- ・ 屋内運動場、プールは、仕様を決定して設備計画に反映する。
- ・ 開放施設やキッズ・プラザの管理運営方法を整理し、運営時間の違い等を考慮した設備計画を作成する。
- ・ 給食室、屋内運動場の空調・換気設備は、十分なダクトスペースや、構造設計との調整により天井内梁下空間の確保等、送風機までの合理的なルートについて検討を行う。
- ・ 日影規制等による限られた階高の中で、合理的な配管・配線ルートの検討を行う。
- ・ 外壁面に換気等設備を設ける場合は外壁デザインとの調和を意識して検討を行う。

(5) 環境計画について

- ・ 環境負荷低減・省エネルギー化を目指した建物仕様・設備選定を行う。
- ・ 太陽光発電装置の設置や木材の積極的利用の他にも、SDGs(持続可能な開発目標)の推進につながる施設整備を引き続き検討する。

*今後設計作業の中で、更に検討していく。